

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 5月24日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 理事 小菅 正美

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 輸入でん粉等売買等システムの一部改修
- (2) 仕様 輸入でん粉等売買等システムの一部改修に係る仕様書（別紙1）のとおり

#### 2 納入期限等

- (1) 納入期限：平成24年9月10日（月）
- (2) 納入場所

東京都港区麻布台二丁目2番1号  
独立行政法人農畜産業振興機構

#### 3 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条に該当しない者であること。

＊「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

（6）資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

（7）資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

（8）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

（9）その他有資格者と認められない相当な事由がある者

（2）入札時において、平成22年～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「役務等」の「情報処理」又は「ソフトウェア開発」において、登録された者であること。

（3）平成15年度以降において、企業、民間団体、政府、官公庁のいずれかにおいて本契約と同等の実績がある者。

（4）情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」の認証を有していること。

（5）平常時及び緊急時の連絡窓口を整備していること。

（6）入札に参加する者は、上記（3）～（5）の要件が確認できる資料を入札の前日までに提出すること。

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部輸入調整課  
東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル北館4階）  
電話番号 03（3583）8396  
FAX 03（3583）8169  
\*仕様に関する質問はFAXにて行うこと。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年6月21日（木） 13時15分～13時30分  
(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

6 入札説明書の交付

8の入札説明会において交付する。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年6月21日（木） 13時30分  
(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

8 入札説明会

- (1) 日時 平成24年6月8日（金） 13時30分～14時  
(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階会議室

※1 出席を希望する場合は、（別紙2）の説明会出席届を作成し、下記あてに平成24年6月7日（木）午後1時までにFAXにより送信すること。

※2 出席者は1社につき2名までとする。

（入札説明会参加連絡先）

TEL 03-3583-8396

FAX 03-3583-8169

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部輸入調整課：真弓

9 その他

- (1) 入札及び手続き等に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 「輸入でん粉等売買等システム」の設計書等について、開示を希望する場合は別途応じることとする。

(6) 入札参加者は、3(6)の提出書類について、開札日の前日までの間に機構担当者から当該書類に対し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札者は、売買システム改修に係る入札金額について、消費税を含む全体の金額により入札を行うこと。

1.0 契約書の作成の要否

要。契約書(案)については、8の入札説明会において提示する。

1.1 独立行政法人が行う契約に係る公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(別 紙 1)

## 輸入でん粉等売買等システムの一部改修に係る仕様書

輸入でん粉等売買システム（以下、「売買システム」という。）に係る一部改修に係る具体的内容は以下のとおりとする。

### I 輸入でん粉等売買等システムの概要

本売買システムは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく売買（調整金徴収）業務・国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金交付業務の申込・承諾対応のため開発された売買システムである。

本売買システムは、上記の業務について、インターネット経由での申込受付、業務手続きに伴う各処理、業務実績のデータ管理、帳票出力機能を有す。

### II 売買システム改修の内容

1 売買システム改修の具体的内容は以下のとおりとする。

(※詳細は、入札説明会の配布資料参照)

- (1) 担保削除機能の変更
- (2) 砂糖水申込書に記載されている砂糖含有率、砂糖含有量の削除
- (3) I S / I C 番号を変更できるように修正
- (4) 糖種別換算輸入価格計算表の追加（精製糖、特定混合糖）
- (5) 製造事業者別異性化糖売買契約実績報告の期間変更
- (6) C I F 単価の有効桁数の増加
- (7) 申込書の様式修正
- (8) 国内産糖交付金交付決定実績報告（月別）端数処理の修正
- (9) w e b 画面の項目名変更

上記（1）～（9）の改修に伴う、既存の出力帳票の表示等について、所要の改修及び確認を行うこと。新規帳票については追加を行うこと。また当該改修を行う帳票については、構成内容を確認し、確実に改修を行うこと。

今回の改修に係る設計書等、全てのドキュメントに関して改修履歴と共に所要の改修を行い、電子媒体と併せて既存のドキュメントに対して加除による改修情報の更新を行う。

2 作業体制

受注者は、本作業を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち、以下の事項について明記した書類を提出し、担当職員の了承を得ること。なお、原則と

して体制の変更は認めず、やむを得ずに変更する場合は、事前に担当者の了承を得ること。また、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることが必要な場合は、委託先の体制を提出し、あらかじめ機構の承認を得ること。

(1) 体制

- ① 受注者側の体制
- ② 受注者側の責任者
- ③ 連絡体制（受注者側の対応窓口）

(2) 主要担当者

主要担当者は、他の電子計算システム開発の実績を有すること。

(3) 特記事項

- ① 当機構内で取り扱うデータ及び情報システムの取扱には十分注意を払うこと。
- ② 担当職員が受注者に対し、常時契約履行状況に関する調査を行える体制とすること。

### 3 改修方法

(1) 改修に係る留意点

- ① 利便性及びプログラムの保守性を確保するため、既存売買システムの構築内容を踏襲することとし、既存システムに影響を与えないよう十分配慮すること。
- ② 既存売買システムとの整合性を確保するため、画面の遷移、項目のデザイン等は現状の売買システムを踏襲すること。
- ③ 受注者は、作業に先立ち進行管理表を書面で提出し、担当職員の了承を得ること。
- ④ やむを得ず進行管理表を変更する場合は、事前に協議すること。
- ⑤ 処理履歴を保存すること。
- ⑥ 改修により既存プログラム等に不具合等影響を及ぼすことがないよう慎重に対応すること。
- ⑦ 影響があった場合は、受注者の責任でプログラムの修正、データ更新等を行い、復旧すること。

（状況に応じて、現行売買システムの保守業者に対し説明及び以後の対応について協議を実施することがあります。）

- ⑧ 既存のテスト環境のほかに、一部変更のためのテスト環境を別途構築す

ること。

- ⑨ セキュリティについては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の本業務に係る該当項目について、準拠して開発すること。

#### (2) ドキュメント

- ① ドキュメントの内容については、担当職員の下承を得ること。
- ② 以下のドキュメントを作成すること。

- ア 進行管理表
- イ 改修履歴ドキュメント
- ウ プログラムリスト
- エ テスト報告書

#### (3) 進捗管理方法

進捗報告には、進行管理表と実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明確にすること。

#### (4) 要求仕様書の変更

要求仕様の変更について、安全性の向上及び機能改善のための軽微な使用変更の提案については、これを妨げない。

### 4 システムの導入

- (1) プログラムのインストールを行うこと。
- (2) 本売買システムの導入及び動作確認は、担当職員が指定する日時及び設置時間で実施すること。

### 5 瑕疵責任

売買システム検収日から起算して1年以内に障害が発生した場合、担当職員から問合せを受けた受注者は、無償でかつ速やかに原因究明及び復旧作業を行わなければならない。この場合においても、プログラムの変更が生じた場合には必ず機構が指定する場所で受注者側が行うこととする。

障害対応を実施した際は、文書にて担当職員に報告を行うこと。

## Ⅲ 要件

- (1) 受注業者は、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。
- (2) 受注業者は、企業、民間団体、政府、官公庁のいずれかにおいて、本調達



内容において実績を有していること。

(3) 本仕様書が要求する要件は全て必須の要件である。

(別紙2)

「輸入でん粉等売買等システムの一部改修」に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

理事 小菅 正美 殿

住 所

社 名

「輸入でん粉等売買等システムの一部改修」に係る説明会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。